

1 整備基準見直しの目的

札幌市福祉のまちづくり条例の主要な整備項目（廊下、トイレなど）の遵守状況が3割程度である500㎡未満の小規模民間公共的施設におけるバリアフリー化を促進していく必要がある。

2 整備基準見直しの方向性

500㎡未満の小規模建築物における整備基準の変更

→より建築主等が対応しやすい基準を検討

施設内の通路・廊下等の幅、傾斜路の幅、トイレの広さなど



3 福祉のまちづくり条例施行規則改正に係る別表2新旧対照表（案）

新

4 便所

(1) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下この号において同じ。）内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用できる便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。

イ 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を1以上設けること（床面積の合計が2,000平方メートル未満のものを除く。）。

ウ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。

エ 便所内に段を設けないこと。

オ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。

旧

4 便所

(1) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下この号において同じ。）内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用できる便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。

イ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。

ウ 便所内に段を設けないこと。

エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。

3 福祉のまちづくり条例施行規則改正に係る別表 2 新旧対照表（案）

新

旧

4 便所

(2) 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

ア・イ（現行のとおり）

ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。ただし、床面積の合計が500平方メートル未満である建築物に設けるものにあつては、車いす使用者が円滑に利用できる空間が確保されていること。

エ・オ（現行のとおり）

カ 荷物台が適切に配置されていること。ただし、床面積の合計が500平方メートル未満である建築物に設けるものにあつては、この限りでない。

キ（現行のとおり）

（削る。）



・小規模店舗に設けられた広めの便房
（車椅子使用者用簡易型便房）

4 便所

(2) 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

ア・イ（省略）

ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。

エ・オ（省略）

カ 荷物台が適切に配置されていること。

キ（省略）

ク 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物（別表1の項第20号に掲げる施設を除く。）又は同号に掲げる施設に設ける車いす使用者用便房（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）の1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。

3 福祉のまちづくり条例施行規則改正に係る別表 2 新旧対照表（案）

新

旧

7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

- (1) （現行のとおり）
- (2) （現行のとおり）

イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口（直接客室又は住戸等へ通ずるものを除く。）は、次に掲げるものであること。

(ア) 直接地上へ通ずる出入口の幅は内をりを90センチメートル以上 （床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあっては、80センチメートル以上） とし、当該出入口以外の出入口の幅は内をりを80センチメートル以上とすること。

(イ)・(ウ) （現行のとおり）

ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、内をりを140センチメートル以上 （床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル以上） とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けるものにあつては、120センチメートル以上 （床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル以上） とすること。

(イ) （現行のとおり）

7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

- (1) （省略）
- (2) （省略）

イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口（直接客室又は住戸等へ通ずるものを除く。）は、次に掲げるものであること。

(ア) 直接地上へ通ずる出入口の幅は内をりを90センチメートル以上とし、当該出入口以外の出入口の幅は内をりを80センチメートル以上とすること。

(イ)・(ウ) （省略）

ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、内をりを140センチメートル以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けるものにあつては、120センチメートル以上とすること。

(イ) （省略）

3 福祉のまちづくり条例施行規則改正に係る別表 2 新旧対照表（案）

新

旧

7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

- (1)（現行のとおり）
- (2)（現行のとおり）

エ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

- (ア) 幅は、階段に代わるものにあつては内のりを140センチメートル以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル以上）、ウ(ア)ただし書に該当する廊下等へ直接通ずるものにあつては、120センチメートル以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル以上）とし、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ)・(ウ)（現行のとおり）



7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

- (1)（省略）
- (2)（省略）

エ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

- (ア) 幅は、階段に代わるものにあつては内のりを140センチメートル以上（ウ(ア)ただし書に該当する廊下等へ直接通ずるものにあつては、120センチメートル以上）とし、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ)・(ウ)（省略）

3 福祉のまちづくり条例施行規則改正に係る別表 2 新旧対照表（案）

新

旧

7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

(1)（現行のとおり）

(2)（現行のとおり）

ア～オ（現行のとおり）

カ 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、140センチメートル以上（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあつては、180センチメートル以上）とすること。

ただし、床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル以上とすること。

(イ)（現行のとおり）

(ウ) 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。

a 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあつては、180センチメートル以上）、段を併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル以上とすること。

7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

(1)（省略）

(2)（省略）

ア～オ（省略）

カ 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、140センチメートル以上（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあつては、180センチメートル以上）とすること。

(イ)（省略）

(ウ) 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。

a 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあつては、180センチメートル以上）、段を併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

3 福祉のまちづくり条例施行規則改正に係る別表 2 新旧対照表（案）

新

旧

12 客室

(1) 別表 1 1の項第 7号に掲げる施設（床面積の合計が 2,000平方メートル未満のものを除く。）であって、客室の総数が50室以上のものに設ける客室のうち、当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、次に掲げるものでなければならない。

ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。

イ 出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。

ウ 戸は障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。

オ 便所は、4の項第1号ウ及びエ並びに第2号アからキまでに定めるものとする。

カ 洗面所は、10の項アからエまでに定めるものとする。

キ 浴室等は、次に掲げるものであること。

(ア) 11の項イからクまでに定めるものとする。

(イ) 段を設けないこと。

(ウ) 施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。

ク ファクシミリ、点字付き電話機その他聴覚障害者及び視覚障害者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。

ケ 聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設けること。

12 客室

(1) 別表 1 1の項第 7号に掲げる施設（床面積の合計が 3,000平方メートル未満のものを除く。）に設ける客室のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。

イ 出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。

ウ 戸は障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。

オ 便所は、4の項第1号ウ及びエ並びに第2号アからキまでに定めるものとする。

カ 洗面所は、10の項アからエまでに定めるものとする。

キ 浴室等は、次に掲げるものであること。

(ア) 11の項イからクまでに定めるものとする。

(イ) 段を設けないこと。

(ウ) 施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。

ク ファクシミリ、点字付き電話機その他聴覚障害者及び視覚障害者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。

ケ 聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設けること。